

議 事 録

第 12 回 定 例 総 会

令和6年7月8日

太田市農業委員会 1 2 回定例総会議事録

開会日時 令和6年7月8日(月) 午後2時
閉会日時 令和6年7月8日(月) 午後3時24分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男
(18人) 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫
10 木村 克己 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江
14 内田 達夫 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博
18 永井 幸二 19 片亀 昌子

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐
(8人) 町田主任 松井主任 大崎主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱に伴う農業委員会の同意につ
いて (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第12回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員はなしです。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、7番 原田和男委員 と 8番 飯塚茂夫委員 のお二人
にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。

議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において、訂正が3件ございます。

まず1点目、議案書6ページ、5番になります。備考欄、更新で、3回目と記載がありますけれども、こちらを2回目、3を2に訂正をお願い

いたします。

続きまして、議案書8ページ、13番、申請理由、2行目になります。

「申請地を取得し」と記載がありますが、「申請地に地上権を設定し」に訂正をお願いいたします。

併せまして、議案書8ページ、16番も同様に、申請理由を「申請地を取得し」を「申請地に地上権を設定し」、こちらに訂正をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。以上です。

5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は9件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数9件について、朗読し詳細に説明する

1番 新野町の土地 畑 1,250 m²、売電事業を行うとともに、農地を活用し、優良農地を保全したい。

2番 成塚町の土地 畑 324 m² 外1筆 計495 m²、営農型太陽光発電設備を設置したい。

3番 新田市野井町の土地 畑 4,706 m²、農地を譲り受け、経営の安定を図りたい。

4番 新田中江田町の土地 田 330 m² 外1筆 計991 m²、営農規模拡大のため、農地を借り受けたい。

5番 新田中江田町の土地 田 165 m² 外4筆 計4,448 m²、営農規模拡大のため、農地を借り受けたい。

6番 新田中江田町の土地 田 684 m²、営農規模拡大のため、農地を譲り受けたい。

7番 新田市町の土地 畑 991 m² 外1筆 計1,982 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大し、色々な農作物作りに挑戦したい。

8番 新田市野倉町の土地 畑 1,854 m²、売電事業を行うと共に、農地を活用し、優良農地を保全したい。

9番 新田下田中町の土地 畑 846 m² 外3筆 計2,180 m²、農地を

譲り受け、経営規模を拡大したい。

3番から7番、9番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、1番、2番、8番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましても、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないものと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号1番、2番及び8番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り、許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものとしたします。

それでは、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号3番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

6番委員

議案第1号の3番について申し上げます。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を申し上げます。譲受人は大規模に野菜の生産を行っており、機械、作業労働者も十分に確保しております。数年前からこの農地を管理、耕作もしており、今回の申請により農地を取得し、経営の安定を図りたいとのこと。また、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項に該当しないため、問題ないものと判断し、地区協議会では許可相当と意見決定をいたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

15番委員

ご報告いたします。

今、説明のあったとおりで、ハウスで立派な設備で耕作しております。農業に対しては何ら問題ありません。ただ、感想として、農地はも

うくれたり、もらったりするものであるのか、そんな感じを持ちました。面積も、4反、5反近い畑をくれる、もらったで済む時代になったのかなと思って、本当に情けなくなりました。

議長 ただいま、第3地区協議会及び第5地区協議会より番号3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番から7番及び9番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 またご報告いたします。
4番、5番、6番について、同一人の関係する土地での取引でありまして、売買と使用貸借とおのおのですが、目的としては、太陽光発電になるだろうと思われまして、耕作放棄地ではないけれども、耕作して収益を上げている土地ではないので、まあまあ適当ではないかと思えます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上です。

10番委員 続きまして、番号7番、9番について報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を発表します。

番号7番の譲受人は、必要な農機具等も所有しており、現在、申請地を借りてネギを作付しています。申請地を取得し、今後の経営規模を拡大、安定させるための申請をするものです。

番号9番の譲受人は、現在、申請地の隣接地を借りて耕作しており、必要な農機具等も所有しております。経営規模を拡大するため、申請するものです。譲受人の住所地は伊勢崎市ですが、申請地から自動車でも5分ほどであり、通作距離としては問題ありません。

番号7番、9番ともに現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号4番から7番及び9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番から7番及び9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番から7番及び9番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出案件2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 寺井町の土地 141㎡ 外1筆 計174㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農家用住宅及び物置用地として敷地拡張するものです。

2番 新田大根町の土地 1,018㎡の内1.02㎡、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 議案第2号1番について、申し上げます。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は今回、農地法3条の申請のため、所有地の調査をしたところ、農地の一部が農家用物置の一部及び擁壁として使用されており、農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正をして宅地と一体利用をするものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、地区協議会では許可相当と意見決定をいたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 　　全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 　　続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員 番号2番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。

本申請は、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用を目的とするもので、2回目の更新です。作付作物はブルーベリーです。前回の更新の際、作付本数が少なく、平均単収の8割を満たせる状況ではなかったため、改善策を講じ、状況の確認を行うため、更新期間を1年間としました。

現地を確認したところ、ブルーベリーの作付本数は倍以上になっており、普及指導員からの指導を受け、水やりを毎日行うなど、管理状況も良好です。1年前と比較して改善が行われていることが確認され、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 すみません、ちょっと1点教えてほしいんですが、普及指導員というのは県の方ですか。

事務局 県の方になります。

議長 それはどなたが普及指導員に頼んだんですか。

事務局 本人さんと、あと、今回は入っていないんですけども、以前の申請の際は代理人さんが入ってしまして、ご本人と代理人さんの意思で相談をしたそうです。

議長 ありがとうございます。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は21件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出案件21件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 250㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として転用するものです。

2番 由良町の土地 328㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 沖野町の土地 450㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 龍舞町の土地 411㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 八重笠町の土地 947 m²の内0.21 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則不許可ですが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として転用するものです。

6番 上小林町の土地 89 m² 外1筆 計201 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 矢場町の土地 283 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 東長岡町の土地 315 m² 外1筆 計319.98 m²、農地区分 第二種、太陽光発電所用地として転用するものです。

9番 東長岡町の土地 530 m²、農地区分 第二種、工事用地として一時転用するものです。

10番 長岡町の土地 251 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 新野町の土地 1,250 m²の内10.65 m²、農地区分は、「今後長年にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

12番 成塚町の土地 324 m²の内0.1688 m² 外1筆 計495 m²の内0.1884 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として転用するものです。

13番 粕川町の土地 331 m² 外3筆 計1,576 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

14番 粕川町の土地 942 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

15番 粕川町の土地 266 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 新田小金井町の土地 826 m²、農地区分 第二種、太陽光発電

パネル設置用地として転用するものです。

17番 新田市野倉町の土地 1,854 m²の内 10.27 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

18番 新田上田中町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則不許可ですが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 藪塚町の土地 59 m²、農地区分 第二種、墓地附属駐車場用地として転用するものです。

20番 藪塚町の土地 1,168 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則不許可ですが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

21番 藪塚町の土地 376 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員

では、第3号の1番について沢野地区が報告させていただきます。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

申請理由としますと、譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということです。

現地を確認したところ、この農地の周辺はもう住宅が建っており、ま

た、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当としました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7 番 委 員

次に、2番、3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。

番号2番は、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、住環境に申し分のない申請地を取得し、自己の住宅を建設するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

しかし、地区協議会后、事務局より、建築指導課への提出書類の不備により、今月の開発許可の見込みがないことが判明したと連絡がありました。他法令の許可見込みがないことから、今月は保留とする必要があると判断されます。次の議案の報告後、経過について事務局より報告をいただきたいと思います。

番号3番について、譲受人は実家の離れに住んでおり、手狭なため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建設するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

事 務 局

2番について、先ほど7番委員より報告があったとおり、事務局のほうから経緯を説明させていただきます。

本案件については、建築指導課より、既に提出中の開発許可申請の書類に不備があつて、今月の許可の見込みがない旨の連絡が地区協議会の後にありました。通常であれば、提出された農地転用申請の案件については、建築指導課へ開発許可の見込みの有無等を文書にて照会しておりまして、本案件についても6月20日付の文書で見込みありと一旦回答を得ておりました。その後の建築指導課の案件の精査の中で不備が判明したものとこのことです。

農地転用の許可には、先ほどお話があつたとおり、他法令の見込みも必要なことから、今月は許可相当とすることはできませんが、翌月には開発許可の要件を満たすことが見込まれるとのことです。今月は保留とし、翌月、再度審議を行うことが適当と判断されます。よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から3番について報告がありました。さらに、事務局からも補足意見がございました。ご意見、ご質問等ございますか。

- 委員 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を保留とし、1番及び3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を保留とし、1番及び3番を許可とすることに決定します。
- 議 長 続いて、番号4番から10番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 報告いたします。
番号4番です。場所は龍舞町で、申請理由は、持ち家に住んでいるが、手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したい。持ち家は売却予定という申請理由であります。現地確認したところ、周辺農地に支障はなく問題ありませんでした。地区協議会では、許可相当となりました。
次に、番号5番は、下部農地でミョウガとブルーベリーを栽培しながら、引き続き営農型太陽光発電設備を設置したいということですが、現地確認をしたところ、下部農地でミョウガはぽつぽつとしか栽培されておらず、ブルーベリーは周りには全然植えておりませんでした。それなので、地区協議会では保留となりました。ミョウガは、太陽光は4つあるんですけども、全部まとめても、そのうちの1棟分にまで満たないような状態であります。それなので、地区協議会では保留となりましたので、今度も保留としたいと思いますので、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 13番委員 6番、7番について、調査及び現地確認をした結果を報告いたします。
6番については、譲受人は申請地を取得して、一般住宅を新築したいとのこと。
7番については、先月、現地確認をした隣なので、譲受人は申請地を取得して、一般住宅を新築したいとのこと。周りは住宅地で、何の支障もないと思いますので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 3番委員 続きまして、8、9、10を報告します。
8番は、太陽光発電を営んでおり、土地を取得する、先月に許可の下りたところの業者が隣接地の土地を取得するということです。

それと9番は、太陽光発電工事をするために仮設のプレハブ住宅を造って、今年の12月31日まで賃貸で借り受けるということになっています。現場を確認したところ、近隣農地に影響がないので、許可相当と意見決定しました。

続きまして、10番です。地区協議会の時点では許可相当と意見決定したんですけれども、本会議の前に業者の都合で土地を埋め立ててしまったので、それが撤去が終わるまで保留ということをお願いしたいと思います。以上です。

議 長

番号5番なんですけど、2番委員、ここは保留というのは、たしか条件付き保留だったような気がするんですね。それで、条件が付いて保留にして、その条件が達成できれば、協議会において、ここは保留を解除すると。その保留の条件のところの説明をちょっとしてください。

事 務 局

地区協議会で保留になった理由の一つが、今回、ミョウガが全て自家消費する計画になっていまして、出荷はしないで全て自家消費するということで、その全て自家消費が認められるのかというところの確認のために、今回、保留になりました。協議会の後で事務局のほうで群馬県等に確認し、自家消費でも問題ない旨の回答がありましたので、その旨、報告させていただきました。

また、2番委員の報告の中でブルーベリーが作付していないという話があったんですけれども、ブルーベリーに関しては、今後、パネル下部以外の農地について追加で定植するような計画になっておりますので、今時点では作付しなくても問題はないと考えます。以上です。

議 長

2番委員、どうですか。

2 番 委 員

計画はそうになっているんですけれども、現地確認したところ、あまりにもずさんなやり方で、どうかなと思って、保留と考えたんですけれども、県のほうで自家消費でいいと言うんだったら、しょうがない。県のほうで許可相当となるんだろうと思うんですけれども、でたらめに作っていてもいいということですよ。

18 番 委 員

県のほうで自家消費でもいいという返答があったということなんですけれども、それでは、次回は相手の方にね。あと、我々も自家消費でもいいというのは、そういう返答はちょっと理解しかねるよ。いいですか。営農型太陽光というのは、農業生産と太陽光、電気の両立をするシステムなんです。今、自家消費でもいいということは、第2地区で2番委員から、これはちょっと保留だという話があったので、どういうことなんだろうかと私自身もいろいろ調べました。

それで、県は自家消費でもいいというんだけれども、それは付け加え

ないといけませんよ。農業生産というのは、2つの意味がある。物質生産と価格生産なんです。いいですか。物を生産する生産と、売って、価格を目的に生産すると。それで、こっちは物的生産の意味で自家消費でもいいということ。県のほうは言ったんだと私は思うんだ。県はそういう説明をしないとイケない。ただ自家消費はいいんですよ。あと問題は、収支報告をしろと今度は出たわけだよ。農業、白、青の申告をしている人がいると思いますけれども、農業の収支を出す場合に、生産販売と自家消費というのでも収入に入れるんだよね。だから、自家消費でも一応そのときの価格をつくって、それに掛けて収入とみなすと、県はそういう説明をしないと、県の何課ですか、教えてください。ちょっとお待ちください。

議 長
18 番 委 員

これは大事なことなんだよ。だから、これは議論をして、2番委員は現場を見て、そういう意見を言ったわけですよ。それで今、事務局から自家消費でもいいということだから、県がそう言うのでは一応いいでしょうということになったんだけど、これではやっぱり説明が納得できない。やっぱりそういうことを言わないと、収支報告はいいんですよ、自家消費でも収入にみなすんですよと。

それと、農業生産は、物質生産の面からいって自家消費なので、やっぱりそういう説明をしてもらいたい。もう少し毅然たる対応を取ってやってくれないかな。農業委員が何も知らないと思ったら大間違いで、やっぱり厳密におかしいと思えば、自分で調査、研究しなくてはならないんですよ、一応そういうことです。

事 務 局

私の説明も、大分短く、コンパクトにまとめてしまったので申し訳なかったんですけども、国のほうでは、農作物の自家消費のための営農型太陽光発電も制度上は妨げていないという回答になっていまして、もちろん、営農型の趣旨としては営農することが本来であります。ただ、必ずしも全て販売できるわけではないですので、適正な収量に対して自家消費の計画が適正であれば一応問題ないというのが県の回答となります。

加えて、今回の転用者は、もともとは出荷予定ではあったんですけども、手間とコスト等から割が合わないと判断されたことから、今は自家消費にしているという計画ということでした。今後は、場合によっては出荷に計画を変更する予定もあるとのことではあります。以上です。

5 番 委 員

ちょっと確認させてください。これは今回、更新が2回目ですよ。2回目でこれだけの問題が出たということは、1回目はどうだったの。

- 事務局 1回目は出ていなかった、出たの。
- 事務局 今回、令和6年4月1日に営農型太陽光発電の取扱いが変わったことから、このような問題が、自家消費、もともとは収支報告書の提出もなかったことから、どんな自家消費とか、出荷とかが今までは確認をしていなかったというところがありましたので、今回、取扱いが変わったことからこのような問題が今出てきているんだと思います。
- 5番委員 だって、基本的に営農型は営農計画の見込み、前回だって、意見書、栽培理由は添付じゃないの、違うの。そうだよ、今回、営農型に関しての法律は改正されたけれども、一部改正されただけであって、要するにそれに対する1回書の継続に対して、その場合には計画書、見込み書、要するに栽培理由だの意見書は提出じゃないの。報告事項もそのとおりだけれども。
- 事務局 もちろん、前回は意見書としてされておりますし、直近の状況報告でも単収は8割を超えている案件ではあります。
- 5番委員 だから、今回も別に自家消費でも構わないんだけど、前回、それだけの計画書が出ていて、収穫しないで、今回、その問題が出ているわけじゃないですか。自家消費であろうが、販売しようが。前回の1回目のときには、それだけの計画書に基づいて物事が収穫できたのか、できないのか。それで今回できないということになるとおかしいじゃん。作物は当然1年たてば生育していくわけだから、1年目で収穫できなくても、2年目には収穫できてくるはずだと思うんですよ。それで今回は、今言ったように、ミョウガが全然収穫できないということになると、1年目は当然収穫しないわけじゃない。同じじゃないの、違うの。だから、それに対しての1回目のときに、今回、2回目を申請するに当たって駄目だということは、では、1回目のときも駄目だから、1回目のときは協議もしないで許可をしたということになるよ。
- 事務局 今、直近3年間の状況報告書が手元にあるんですけども、直近3年間、全て単収8割を満たしているの、今後もミョウガの収穫については問題ないと考えています。
- 5番委員 だって、地元には、今回、ミョウガが全然収穫できる状態ではないと今言っていたじゃない。だから、俺は疑問になっているわけ。だから、今言ったように、1回目のときにはちゃんと収穫ができて、2回目で収穫できないというのは、要するに作物が病気で駄目になったのか、それで収穫できないのか。だって、根拠がなければ駄目じゃない。だって、申し訳ないけれども、今の地元の委員の方の話ではミョウガは全然収穫できていない、だから保留ということで今意見が出たわけですよ。

違うの。

だから、その収穫ができない理由というのは、今言ったように、病気で作物がなくなって今回収穫できないので今後またやるといふのならいいけれども、今の話でいくと、1回目はちゃんと8割収穫できていて、今回、収穫できないというのは疑問でしょうがないんだけど。ということは、前回出てきた意見書だの計画書、栽培理由もそのとおりでいいんだけど、収支計画書がうそが出ているということになるんだよ。違うのかい。

議 長

今、2番委員の評価があまり取れていないという話がありましたよね。だから、第2地区協議会のと看に一緒に見ていただいた最適化推進委員の方がいますよね。そこは彼と評価が若干違いましたよね。彼はある程度、生産があったという感じを、実はそのとき配付した写真の中で確認をして、彼はその意見を撤回して、2番委員とはちょっと違う話に当時なつたような記憶があるんです。その上で、実は第2の協議会では、むしろ自家消費のところのポイントで、それがよければ保留ですという話が2番委員からもあったように私は記憶しているんです。

ですから、取りあえずは、自家消費については、そもそも生産の中で、自家消費も入りますから、規定上は入りますと。ただ、その自家消費の収量がどうかというところも一応今確認をしてもらって、なおかつ、生産物のところの伸び方については、今日の2番委員のご意見と、第2地区協議会での意見と少し違うような気がするんですけれども。

2番委員

昨日、また現地確認をしたんですね。そうしたら、太陽パネルというのは4枚並べてあるんですけれども、その下に植えてあるミョウガを全部まとめても、1つのパネルには満たないなと感じたんです。生育もあまりよろしくなくて、これは管理不十分で、私は駄目じゃないのかなと。でも、県のほうで自家消費で大丈夫、許可相当というので電話を受けたんですね。だから、こんなので大丈夫なのかと思って。これはあまり熱心にしなくてもいいのではないかと。

太陽光のパネルが4つあるんですけれども、その下に生えているミョウガを全部まとめても、1つのパネルに満たない状態なので、だから、この計画書のと看には取れそうもないなと思ったんですけれどもね。

16番委員

今の話をしていろいろ聞いていますと、太陽光発電がいろいろ問題になっていますけれども、取りあえず、今の中で自家消費という言葉の文言の中で、あくまでも自家消費というのは総収量の中の一部だと思うんです。収穫できたものを全部自家消費をするということは実務的に考えられないと思うんです。今話をちょっと違う角度から見ると、

地区協議会で結論が出た内容と、今、この定例総会で再度協議をお願いしますというときの地区協議会の報告が違うような感じがするんですよ。

ですから、今、定例総会で、どこで採決するにしても、地区協議会の結論がどうもあやふやなものですから、太陽光発電の云々という前に、地区協議会での意見が統一していないということは、我々も判断材料にできないと思いますので、これは何か違った方法で策を考える必要があるかと思えますけれども、どうでしょうね。このまま言っても結論が出ないんじゃないかと思うんですけれども、そういうことでもお願いしたいと思えます。

議 長
3 番 委 員

これは3番委員、どうされますか。一旦第2でお話しされますか。そうですね、1回、第2で相談させてもらって。ちょっと休憩してもらって、協議してということでいかがでしょうか。

議 長

では、10分間休憩をさせていただきます。

— 午後2時39分 —

(休憩)

— 午後2時52分 —

議 長

それでは、再開させていただきます。

3 番 委 員

それでは、3番委員のほうからお話しいただいてもよろしいですか。みんなで協議しましたら、ミョウガも取れる年と取れない年、生育状況によっていろいろ違って来るんじゃないかということで、今まで報告が出ているのはいいときの状態で、今年はちょっと悪かったので、それと今年、法律が変わって、空いているところにもブルーベリーを植えるということなものですから、1年様子を見るということで、1年の許可ということでお願いしたいということで、第2地区の意見が決まりました。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

委 員
議 長

それでは、それ以外でご意見等はございますか。

なし。

なければ、採決いたします。

番号10番を保留といたします。5番については、使用貸借の期間を3年から1年といたします。それと、4番、6番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号10番を保留、それで5番を期間1年といたしまして、4番、6番から9番を許可とすることに決定いたしま

す。

議長 続いて、番号11番及び12番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、議案第1号番号1番及び2番の農地法第3条の区分地上権についても併せて報告願います。

5番委員 議案第3号の番号11番について報告します。
営農型太陽光発電所を目的とした一時転用の申請で、3年前に初めて許可を得て、今回、1回目の更新です。作付作物はブルーベリーですが、作物の生育、農地の管理状況ともに条件を満たすものではありません。現状のままでは不許可と判断せざるを得ない案件ですが、耕作者の変更、管理体制の徹底等の改善策を講じているところであります。その詳細を事務局内で精査した後、再度審議する必要があることから、当地区協議会で協議を行い、事務局からの提案を受け、保留とすることに決定いたしました。本件に関連する議案第1号番号1番についても同様に保留となります。改めて、事務局から説明があります。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局 では、12番もあるんですけども、その前に11番のみ説明させていただきます。
先ほど5番委員から報告があったとおり、番号11番につきましては、提出時に書類の形式上、そろってはいたんですけども、あくまで形式上のみでして、現地の農地の管理状況、生育状況等が現状のままでは許可要件を満たすものではありませんでした。その中で、代理人を通しての指導、書類の確認、訂正依頼を行う中で、本案件については営農者や営農計画の変更を早急に検討する必要性がありましたので、5番委員からのご助言もありまして、先日、本案件の設置者、営農者、営農の支援者、代理人と事務局職員とで直接面談を行いまして、今後の営農についての意思、計画を確認いたしました。面談の結果を受けた上で、現在、提出されている書類のさらに訂正ですとか、あとは不足しているものの追加を求める必要があり、そちらの精査に時間を要することから、本案件は今月は保留とし、全て整った状態で翌月改めて審議をすることが適当であると判断いたしました。よろしく願いいたします。

16番委員 続きまして、12番について説明いたします。
この案件につきましては、3回目の更新ということでございます。内容的には、営農型太陽光発電の今問題になっています部分ですが、こ

ここにミョウガとフキを作るということですが、この方については既に実績もあります。当然、先ほどから問題になっている収穫量の問題も、ミョウガについては通常よりも84.2%の収穫量、フキについては116%の収穫量を得ていますので、成功した事例であると考えております。この販売についても、自家消費があるかどうか分かりませんが、主に道の駅を主体にした販売をしておりますので、それなりの消費は図っているものと考えております。

このようなことから、第3地区協議会においては、議案第1号2番の区分地上権と併せまして、許可相当という決定を得ましたので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号11番から12番及び議案第1号番号1番から2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号11番及び議案第1号番号1番を保留とし、12番及び議案第1号番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号11番及び議案第1号番号1番を保留とし、12番及び議案第1号番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号13番から15番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 第4地区、世良田地区です。

13番、14番、15番と3件、案件がありました。13番、14番が太陽光パネル設置、15番が一般住宅ということで申請がありまして、チェックリストに則り調べた結果、何ら問題はないと地区協議会で判断いたしました。

皆様方の再度のご意見をお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号13番から15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 13 番から 15 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 13 番から 15 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号 16 番から 18 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、議案第 1 号番号 8 番の農地法第 3 条の区分地上権についても併せて報告願います。
- 10 番 委員 それでは、番号 16 番から 18 番について報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。
番号 16 番は、申請人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地に地上権を設定し、太陽光発電パネルを設置するものです。周辺土地の所有者への説明は行われており、設置後は 365 日遠隔監視を行い、緊急時には連絡を受け、現地に駆けつけられるよう体制が図られています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
番号 17 番は、営農型太陽光発電を目的とした一時転用の申請で、3 年前に初めて許可を得て、今回が 1 回目の更新です。第 3 地区から報告のあった番号 11 番と同一の設定人であり、営農者も同じです。本申請も作付作物はブルーベリーですが、要件を満たす状態ではありません。第 3 地区同様、現状のままでは不許可と判断せざるを得ない案件ですが、改善策を講じているとのことであり、その詳細を事務局内で精査した後、再度審議する必要があることから、同地区協議会で協議を行い、事務局からの提案を受けて保留とすることに決定いたしました。本案件に関連する議案第 1 号番号 8 番についても同様に保留となります。次の議案の報告後、改めて事務局から説明があります。
続けて、番号 18 番について報告します。
譲受人は借家に住んでおり、資金の都合がついたため、申請地を母より借り受けて、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 事 務 局 17 番について補足の説明をさせていただきます。

番号17番についても、先ほど10番委員のほうから報告があったとおりでして、番号11番と太陽光パネルの設定人と営農者が同一の内容になっておりますので、こちらも先日の面談のときに、この土地についても営農者、営農支援者、代理人と設置者に面談を行いまして、同様に計画の変更等を求めているところで、こちらも精査に時間を要することから、11番と同様に保留をすることが適当であると今回は判断しております。よろしく申し上げます。

- 議長 18番委員 事務局
- ただいま、第5地区協議会より番号16番から18番及び議案第1号番号8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- というのはいいかげんな会社だな。これはちょっとお灸を据えたほうがいいのかもしいよ。ただこれを出せばいいと思って、太田市農業委員会はそうはいかないよ。その辺はちゃんとやりましょう。
- 事務局
- 今、18番委員からご指摘いただいたとおりで、この●●●●●●●●さんの社長さんというか、責任ある方にも面談のときに来ていただいたんですよ。でも、営農と自分が直接関係ないというふうにも思っちゃっているところがやっぱりあるので、もちろん、無関係ではなくて、あくまでも営農型太陽光の設定人としてお名前が出ているので、ちゃんと営農のほうも、今来ているほかの営農者の方と同じように対応してくださいというのは直接伝えてありますので、今後も注意して指導していきます。ありがとうございます。
- 事務局
- 18番委員のおっしゃるとおりで、この業者につきましては悪質過ぎるので、5番委員も大変危惧しているところでございます。この業者にも、今後、更新を迎えるという場所がまだあるんだと、それをよく自覚して、今回が試金石だよと、次以降、駄目になるかもしれないよということで危機感をあおるような発言をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。
- 議長
- ちょっと教えてほしいんですけども、太陽光設立者と、下で農地を耕作している方が別人の場合というのは、契約関係というのは何かあるんですか。それは単に賃貸借とか、使用貸借とか、大体それだけですか。
- 事務局
- こちらの設置者と営農者が異なる場合は、改めて契約書という形では求めてはいないんですけども、この案件の場合は、今あるように第1号のほうで区分地上権という形で申請をもらっていますので、そちらでこのつながりは見させていただいています。

議長 太陽光発電の設立者というのは、下の営農に対しての義務か何かというの、何か規定で整理されているんですか。

事務局 営農者と設置者の関係性というか、ちゃんと絡んでいるよというのが分かるかどうかということですか。

議長 それと、設立者に対して、営農に対してどこまで義務を負うか、そういうことです。

事務局 今回の添付書類のほうにあるんですけども、営農計画書というものをもらっています。もちろん営農者の名前が載るんですけども、そこに設置者の名前も一緒に連名で営農計画書には載っているものになっています。なので、もちろん営農についても、設置者も、責任を持って書類を作っているものの一人ですよというふうに添付書類としてもらっていますので、責任があるんですよというふうにこっちから言える根拠になるかなと思います。

議長 規定とか、ガイドライン上はないんだ。何となくそれだけだと弱いような感じがするものだから、それはないんだね。

事務局 今年の4月から営農型太陽光についてということで、改めて農水省からガイドラインが出されているんですけども、そちらに営農計画書の様式というのも載せてあります。その様式の中に営農者、設置者というふうに既に書かれていますので、農水省のほうでも、設置者にも責任があるよというのをあらかじめ様式の中で定めているものになります。

議長 農水省のガイドラインがありますよね。ガイドラインは別に規則ではなくて、要は我々が処理する際の参考資料として見てくださいよねとなっているわけですよ。我々の要件の中に、設置者と営農者が違う場合は設置者に対して営農についてもきちっと責任を負うようにとか、どういう文章がいいかどうか、そういうのを書き加えることはできますか。それは県とちょっと相談しなくては駄目ですかね。別に規則ではないから、そこは何となくできるような気がするんだけど。まずは、今の案件ではないので、ちょっと検討してくれますか。

議長 それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号17番及び議案第1号番号8番を保留とし、番号16番及び18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号17番及び議案第1号番号8番を保留とし、番号16番及び18番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号19番から21番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 19、20、21番とお伝えします。
19番に関しましては、農地を管理している方が譲受人で、手前の土地を是正して、その土地を購入して、駐車場として使いたいということです。それに誓約書と始末書も、添付されております。
20番は、建て売り物件を行っている会社が土地を取得し、~~建売分譲~~分譲住宅を新築したいということです。
21番に関しましては、借家に住んでおり、生活環境のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということです。
どれも周辺農地にも問題ないため、再度の審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号19番から21番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号19番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号19番から21番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の同意を求めます。
事務局より提案をお願いします。

事 務 局 さきの地区協議会で候補者の用紙を配付させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。
それでは、説明させていただきます。4月の第1回定期総会におきまして、農地利用最適化推進委員の辞任について同意がなされ、欠員が生じたため、5月15日から6月17日までの約1か月間、推進委員候補者の募集を行いました。応募をされた方が3名であったため、農業委員会等に関する法律施行規則第11条第3項及び太田市農業委員会の

以上、報告させていただきます。

議
委
員
長

長
員
長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
なし。
以上で第12回定例総会を終了します。

閉 会 令和6年7月8日（月） 午後3時24分